

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十四年十月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年九月十二日奈良県指令高土第二四―一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年九月二十五日高土第七九一号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡河合町中山台二丁目六番一〇、六番一一及び六番一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡河合町星和台一丁目一番地一（四〇九号）

小西仁清